明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

派生商品の種類	留意事項
先物取引 先渡取引	先物取引又は先渡取引のポジションとこれらの取引に対応する原資産のポジションが対当している場合には、これらを相殺することができる。
先物取引 スワップ取引 金利先渡取引	派生商品のロング・ポジションとショート・ポジションが、同一の原資産に係るものであり、名目価値が同額であり、かつ、同一通貨建てである場合には、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める条件を満たした場合に相殺することができる。

区分	条件
・先物取引	満期の差が七日以内であること。
・スワップ取引 ・金利先渡取引	1．変動金利のポジションについて、指標となる金利又は外国為替相場が同一のものであり、かつ、表面利率の差が万分の十五以内であること。 2．残存期間の差が、次の(1)から(3)までに掲げる区分に応じそれぞれ(1)から(3)までに定める期間内であること。 (1)　双方又は一方の残存期間が一月未満の場合　同日 (2)　双方又は一方の残存期間が一月以上一年以下の場合（(1)に掲げる場合を除く。）　七日以内 (3)　残存期間が一年超の場合　三十日以内

2　金利リスク相当額の算出において、発行者、表面利率、通貨及び満期が等しい同一の債券等のロング・ポジションとショート・ポジションは、これらを相殺することができる。

3　第一項の一般市場リスク相当額は、マチュリティ法又はデュレーション法により算出した次に掲げる額の合計額とする。

一　すべてのロング・ポジションに係るリスク相当額とすべてのショート・ポジションに係るリスク相当額との差の絶対値に相当する額

二　次に掲げる額に、次の表に掲げる区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額の合計額

イ　各期間帯内のロング・ポジションに係るリスク相当額とショート・ポジションに係るリスク相当額の対当額（ロング・ポジションに係る額又はショート・ポジションに係る額のいずれか少ない額をいう。以下この号において同じ。）

ロ　各ゾーン内のネット・ポジションの額（期間帯ごとのロング・ポジションに係るリスク相当額とショート・ポジションに係るリスク相当額との差をいう。）の対当額

ハ　各ゾーン間のネット・ポジションの額（ゾーンごとのロング・ポジションに係るリスク相当額とショート・ポジションに係るリスク相当額との差をいう。）の対当額

区分	率（パーセント）	
	マチュリティ法	デュレーション法
同一期間帯内	十	五
ゾーン1内	四十	四十
ゾーン2内	三十	三十
ゾーン3内	三十	三十
隣接ゾーン間	四十	四十
ゾーン1・3間	百	百

4　前項第一号及び第二号イからハまでのリスク相当額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

一　マチュリティ法　個々の債券等ごとに、ロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額に、次の表に掲げる期間帯（債券等を残存期間又は次の金利更改日までの期間により分類したものをいう。）及び表面利率の区分に応じ同表に定める率を乗じて得た額

ゾーン	期間帯（残存期間）及び表面利率	率（パーセント）	
	表面利率三パーセント以上	表面利率三パーセント未満	指定国の通貨	その他の通貨
1	一月以下	一月以下	零	零
	一月超　三月以下	一月超　三月以下	○・二○	○・四○
	三月超　六月以下	三月超　六月以下	○・四○	○・八○
	六月超　十二月以下	六月超　十二月以下	○・七○	一・四○
2	一年超　二年以下	一年超　一・九年以下	一・二五	二・五○
	二年超　三年以下	一・九年超　二・八年以下	一・七五	三・五○
	三年超　四年以下	二・八年超　三・六年以下	二・二五	四・五○
3	四年超　五年以下	三・六年超　四・三年以下	二・七五	五・五○
	五年超　七年以下	四・三年超　五・七年以下	三・二五	六・五○
	七年超　十年以下	五・七年超　七・三年以下	三・七五	七・五○
	十年超　十五年以下	七・三年超　九・三年以下	四・五○	九・○○
	十五年超　二十年以下	九・三年超　十・六年以下	五・二五	十・五○
	二十年超	十・六年超　十二年以下	六・○○	十二・○○
		十二年超　二十年以下	八・○○	十八・○○
		二十年超	十二・五○	二十五・○○

（注）　ゼロ・クーポン債は、表面利率三パーセント未満の債券として扱うこととする。

二　デュレーション法　個々の債券等ごとに、ロング・ポジション又はショート・ポジションの時価額に、価格感応度（債券等ごとに、次の表に掲げる期間帯（キャッシュ・フローが発生するまでの期間についてキャッシュ・フローの現在価値により加重平均することにより得られる期間をいう。）の区分に応じ同表に定める想定金利変動幅に対する当該債券等の価格感応度として計測したものをいう。次項において同じ。）を乗じて得た額